

令和 6 年度

大野市健全化判断比率等審査意見書

大野市監査委員

監 第10026号
令和7年8月14日

大野市長 石山志保 様

大野市監査委員 松田 浩次

大野市監査委員 堀田 昭一

令和6年度大野市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査したので、その結果について意見書を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	2
	(1) 審査の概要	2
	① 健全化判断比率について	2
	ア 実質赤字比率	2
	イ 連結実質赤字比率	3
	ウ 実質公債費比率	3
	エ 将来負担比率	4
	② 資金不足比率について	5
	(2) 審査意見	6
5	参考資料	7

令和5年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況

凡 例

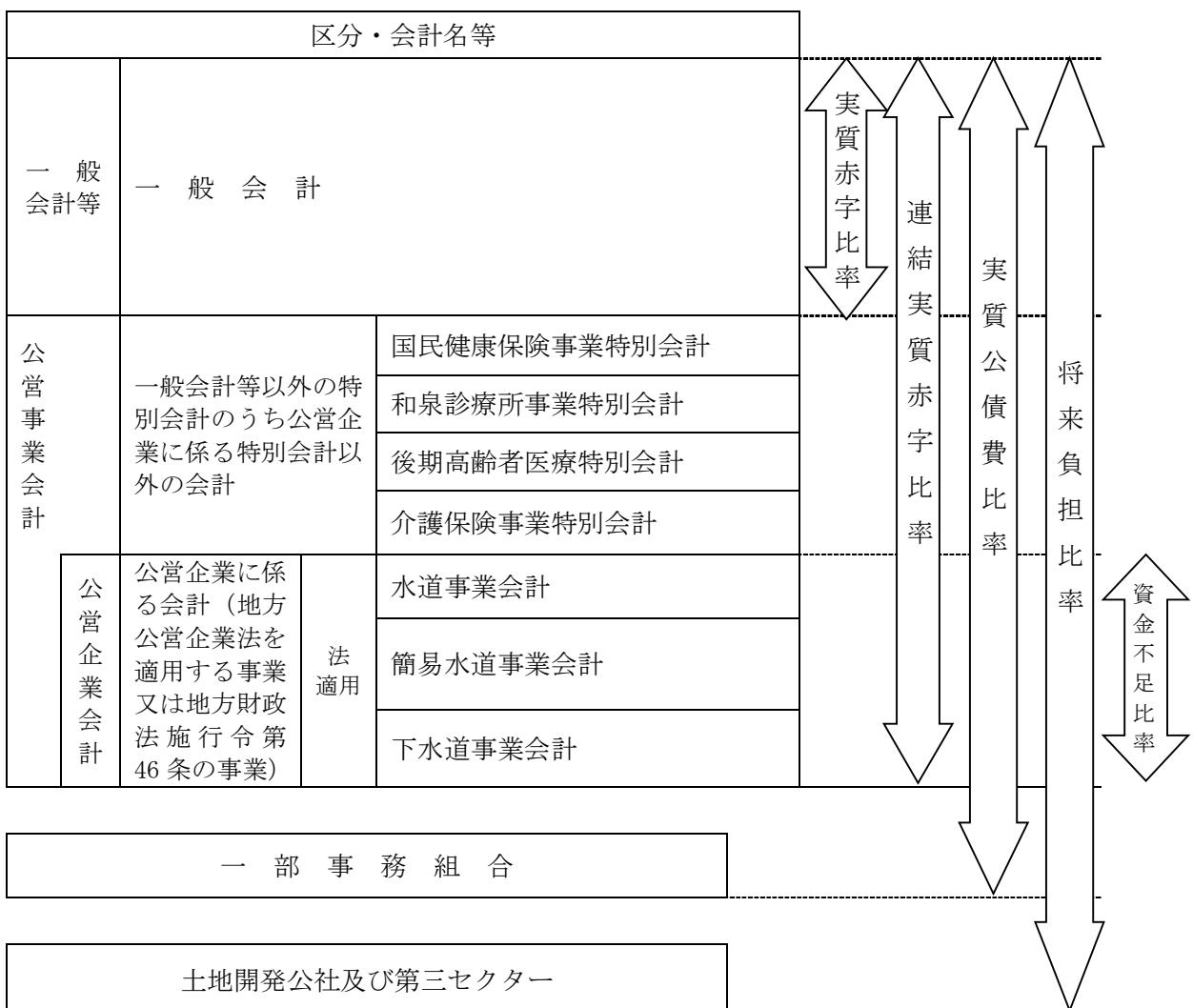
- 文中及び図表中の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
- 文中に用いるポイントとは、百分率（%）間の単純差引数値である。
- 「0.0」は該当数値はあるが、表示単位未満のものである。
- 「-」は、該当数値のないものである。

令和6年度大野市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲は、次のとおりである。



2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月14日まで

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどに主眼をおき、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は次のとおりである。

（1）審査の概要

健全化判断比率及び資金不足比率の推移

（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和6年度	—	—	5.3	12.6	—
令和5年度	—	—	5.7	17.0	—
令和4年度	—	—	6.9	15.7	—
早期健全化基準	13.24	18.24	25.0	350.0	20.0 以上が 経営健全化団体
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		

【参考】各指標の全国類似団体内平均（令和5年度決算）

（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
類似団体平均	—	—	8.6	17.2	—

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、いずれも赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表記している。
- 2 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- 3 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。
- 4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模を基に算定されるため、上表では令和6年度の基準を表記している。

① 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{- (804,377 \text{ 千円黒字})}{10,615,515 \text{ 千円}} = -7.57\%$$

令和6年度の一般会計の実質収支額の算出は、収入総額248億3,501万5千円から歳出総額239億2,888万1千円を差し引いた歳入歳出差引額9億613万4千円から翌年度に繰り越すべき財源1億175万7千円を差し引いたもので、8億437万7千円の黒字となっており、実質赤字は発生しておらず、財政収支は良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{- (2,286,099 \text{ 千円黒字})}{10,615,515 \text{ 千円}} = -21.53\%$$

連結実質収支額の算出は、一般会計の実質収支額8億437万7千円に、国民健康保険事業特別会計、和泉診療所事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の実質収支額2,934万4千円、公営企業会計の法適用会計（水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計）の資金剰余額14億5,237万8千円を加えたもので、22億8,609万9千円の黒字となっている。

したがって、連結実質赤字は発生しておらず、財政収支は良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度

を示す指標ともいえ、この指標が高くなるほど財政の弾力性が低下し、資金繰りが悪化することになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{(1,302,812 \text{ 千円} + 461,703 \text{ 千円}) - (120,039 \text{ 千円} + 1,190,861 \text{ 千円})}{10,615,515 \text{ 千円} - 1,190,861 \text{ 千円}} \\ = 4.8\%$$

单 年 度 4.8% (令和6年度) 5.4% (令和5年度) 5.8% (令和4年度)
3か年平均 5.3%

令和6年度の実質公債費比率（3か年平均）は5.3%で、本指標の早期健全化基準は25.0%であり、公債費の財政負担が過大な状況にはないことが認められる。

元利償還金の減などにより单年度の実質公債費比率は前年度より0.6ポイント減少し、3か年平均では0.4ポイント減少した。

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{25,963,124 \text{ 千円} - (7,460,762 \text{ 千円} + 2,094,884 \text{ 千円} + 15,216,572 \text{ 千円})}{10,615,515 \text{ 千円} - 1,190,861 \text{ 千円}} \\ = 12.6\%$$

令和6年度の将来負担比率は12.6%で、本指標の早期健全化基準は350.0%であり、将来の地方債償還などの負担額が過大な状況にはないことが認められる。

令和6年度は、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額の増加などにより将来負担額が増加した一方で、減債基金の積立などにより充当可能財源等が増加したため、前年度より4.4ポイントの減となった。

② 資金不足比率について

公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の悪化の度合いを示す指標といえる。

この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{水道事業会計} = \frac{-(707,061 \text{ 千円黒字})}{92,775 \text{ 千円}} = -762.1\%$$

$$\text{簡易水道事業会計} = \frac{-(398,762 \text{ 千円黒字})}{48,036 \text{ 千円}} = -830.1\%$$

$$\text{下水道事業会計} = \frac{-(346,555 \text{ 千円黒字})}{274,674 \text{ 千円}} = -126.2\%$$

※資金の不足額（公営企業ごとに資金収支の累積不足額）

法適用企業：（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

令和6年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の法適用企業3会計すべてが資金剰余の状態で資金不足額は生じていないことから、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。

各公営企業の内容については、水道事業が7億706万1千円、簡易水道事業が3億9,876万2千円、下水道事業が3億4,655万5千円の資金剰余となっている。

（2）審査意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる書類の作成はいずれも適正に行われていると認められた。

また、これらの健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準及び令和5年度決算における全国類似団体の平均並びに県内市町の平均を大きく下回っていることにより、健全な水準にあると判断する。これは、一般会計の借入額を抑制してきたことなどが主な要因である。

一方、財政構造の柔軟性を示す指標である経常収支比率は、健全化判断比率には含まれないものの、今後の大野市の財政構造を鑑みると、近年は、社会保障分野への歳出の構造的な増加により経常収支比率が90%以上の市町が多いなか、令和6年度経常収支比率は94.0%（前年度対比1.1%減）となっていることから、更なる改善によって将来のリスク対応力を高める余地があると考えられる。

今後、人口減少や少子高齢化が進む中、市税収入や地方交付税などの動向が不透明であることに加え、小中学校施設改修や広域ごみ処理施設改良工事に対する負担金などに伴う借入額の増加や、医療、介護及び子育て支援などに係る社会保障関係費、老朽化が進む公共施設の維持管理更新費用等の負担増加が想定されることで、より一層厳しい財政状況が見込まれる。

よって、経常収支比率を低減させる観点から、人件費（業務の効率化・デジタル化の推進など）及び扶助費の適正化、公債費の削減、自主財源の確保並びに既存公共施設の利活用や統廃合による施設総量の最適化など中長期的な視点での財政構造改革が求められる。

将来にわたり、市民に対し持続的に行政サービスを提供させるためにも、健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、より一層の財政健全化施策に努められたい。

※「経常収支比率」とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合である。

5 参考資料

令和5年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位: %)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業資金不足比率
福井県内	福井市	— (11.25)	— (16.25)	10.4	47.2	—
	敦賀市	— (12.64)	— (17.64)	3.9	—	—
	小浜市	— (13.45)	— (18.45)	11.3	94.0	—
	大野市	— (13.28)	— (18.28)	5.7	17.0	—
	勝山市	— (14.00)	— (19.00)	8.9	32.9	—
	鯖江市	— (12.70)	— (17.70)	5.1	—	—
	あわら市	— (13.55)	— (18.55)	7.3	23.6	—
	越前市	— (12.40)	— (17.40)	10.2	128.2	—
	坂井市	— (12.14)	— (17.14)	8.1	8.4	—
	市平均	—	—	7.9	39.0	—
	永平寺町	— (14.27)	— (19.27)	7.5	—	—
	池田町	— (15.00)	— (20.00)	8.0	—	—
	南越前町	— (14.90)	— (19.90)	2.0	—	—
	越前町	— (13.77)	— (18.77)	9.8	—	—
	美浜町	— (14.79)	— (19.79)	8.4	53.3	—
	高浜町	— (14.31)	— (19.31)	6.5	—	—
	おおい町	— (14.77)	— (19.77)	1.0	—	—
	若狭町	— (14.29)	— (19.29)	14.8	57.7	—
	町平均	—	—	7.3	13.9	—
福井県(市町平均)		—	—	7.6	27.2	—
全国(市町村平均)		—	—	5.6	6.3	—
福井県		—	—	11.7	153.8	—
基準値	①財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	20.0以上が 経営健全化 団体
	②早期健全化基準	13.24	18.24	25.0	350.0	

(総務省 「令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より)

注 1 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

2 ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(標準財政規模に応じ設定)である。

3 福井県内の平均値は単純平均で、全国の平均値は加重平均である。

4 基準値は、財政健全化法で規定された大野市の財政の健全性に関する基準である。②早期健全化基準は、令和6年度の基準である。